

雇用と人権に関する方針

大日本法令印刷グループ（以下、「当社」といいます。）は、従業員一人ひとりが基本的人権を尊重し、人権侵害の防止を徹底することを目的として本方針を定めます。当社は、全ての従業員が本方針を遵守することの重要性を理解し、働きやすい職場環境を構築するとともに、企業の社会的責任を果たすよう努めます。

1. 当社は、一人ひとりの人格・人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしません。
2. 当社は、従業員に対して安全かつ衛生的な職場環境を提供するとともに、従業員の心身の健康が保持増進されるよう努めます。
3. 当社は、身体的または精神的な懲罰、強要など、非人道的な行為を行ったり、容認したりしません。また、あらゆるハラスメント行為を許さず、その予防に努めます。
4. 当社は、あらゆる事業活動において、児童（法律で定められた就業最低年齢を下回る年齢の者）を労働力として用いることはありません。また、若年労働者（児童の年齢以上で18歳未満の労働者）については、法の定めるところに従い、心身の健康や成長に対して有害または危険な業務に就労させません。雇用に際しては、公的に発行された身分証明書等により、事前に従業員となる者の年齢を確認します。
5. 当社は、強制等による労働やこれに類する労働力を用いることはありません。当社の雇用は労働契約によって成り立ち、金銭の授受や公的に発行された身分証明書等の原本提出を求めることはありません。
6. 当社は、法の定めるところに従い、従業員が報復・脅迫・嫌がらせ等の恐れを感じることなく自由に集団行動することや、労働組合に加入する権利を尊重します。
7. 当社は、法の定めを遵守して労働条件を設定し、その向上に努めます。
8. 当社は、本方針及び関連する規則類の意義と、これを守ることの重要性を従業員に理解させ、その徹底を図ります。また、従業員が本方針に背いた行為を行った場合には、当社の定める適切な懲戒ルールに則って対処します。